

令和3年(モ)第59004号 保全異議申立事件

決 定

大阪市阿倍野区阪南町一丁目18番19号

債権者	公益財団法人日本拳法会
同代表者代表理事	茂野 直久
同代理人弁護士	生沼 寿彦
同	濱田 俊亮
債務者	山本 隆造
	(以下「債務者山本」という。)
債務者	藤川 義人
債務者	肥田 玄三
債務者ら代理人弁護士	山口 崇
同	小川 貴之
同	夏目 麻央

主 文

- 1 債権者と債務者らの間の大阪地方裁判所令和3年(ヨ)第20013号仮処分命令申立事件について、同裁判所が令和3年11月19日にした仮処分決定を認可する。
- 2 保全異議申立て後の手続費用は債務者らの連帯負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 保全異議申立ての趣旨

- 1 債権者と債務者らの間の大阪地方裁判所令和3年(ヨ)第20013号仮処分命令申立事件について、同裁判所が令和3年11月19日に行った仮処分決定を取り消す。
- 2 債権者の上記仮処分申立てを却下する。

(中略)

2 当事者の主張

このうち、保全異議申立てに係る債務者らの主な主張は、以下のとおりである。

(1)「不正の目的」(認定法9条5項)の不存在

債務者らの活動の主たる目的は、債権者の活動の正常化と、債権者代表者に関わる会計に関する不正を正すことであり、(中略)債務者らに「不正の目的」(認定法9条5項)はない。

(2)保全の必要性の不存在

(中略) 債務者らによる昇段級試験の実施は債権者の活動に影響を及ぼすものではない。すなわち、日本拳法に係る允許の発行は債権者にのみ認められるものではなく、また、昇段級審査に関して債権者が発行する允許は、債権者名義ではなく一般財団法人日本拳法全国連盟(以下「全国連盟」という。)名義で発行されるものである。

したがって、保全の必要性はない。

第3 当裁判所の判断

(中略)

(1) 誤認されるおそれのある名称の使用

(中略) 債務者らによる「日本拳法会」の名称の使用は、他の公益財団法人である債権者と誤認されるおそれのある名称の使用に該当する。

(2) 不正の目的の有無

ア 認定法9条5項は、名声・信用等が化体される名称を使用することについての公益財団法人等の事業上の利益を保護する観点から、事業主体を誤認させる標識を不正の目的で利用することを禁止する趣旨の規定である。(中略)

イ 債務者らは、「公益財団法人日本拳法会」ないし「日本拳法会」の名称を使用して、債権者サイトとほぼ同一のデザイン等からなるウェブサイトである債務者らサイトを作成・運営すると共に、債権者封筒と酷似する債務者ら封筒を使用するなどした。

(中略)

また、債務者らは、債権者及び債務者らの関係者に対し、債務者山本が選挙で正式に選ばれた「公益財団法人日本拳法会」の新会長であるなどとして、債務者らのグループの活動の正当性を主張し、債権者による日本拳法に係る大会の開催等に異を唱え、同大会への参加につき慎重な対応を促す文書を発信すると共に、債務者らにおいて日本拳法に係る大会及び昇段級審査の開催等を行う予定である旨等を告知し、実際に昇段級審査の実施に着手するなどした。

このような債務者らの活動は債権者の事業である日本拳法の各種大会の後援ないし開催その他の日本拳法の普及活動と共通すること、債務者らが大会及び昇段級審査の実施に伴い受験者等から審査料等を受領し、これをその運営費等に充てるものと推察されること等を踏まえれば、前記認定に係る債務者らの活動は、その「事業」といい得るものであり、同様の事業を行う債権者の事業と競合し得る。

このような債務者らの事業活動を見た一般人が、これを「公益財団法人日本拳法会」すなわち債権者の事業であるかのように誤認するおそれがあることは明らかであり、債務者らは、このような誤認が生じ得ることを認識しつつ、自己の活動への参加等に誘導する

べくこれを行っているといえる。

したがって、債務者らには、「日本拳法会」の名称の使用について、「不正の目的」があると認められる。

ウ これに対し、債務者らは、債権者の活動の正常化等を目的として「日本拳法会」の名称を使用しているため不正の目的を有しない旨主張する。

(中略)

この点に関する債務者らの主張は採用できない。

(3)事業に係る利益の侵害又は侵害されるおそれの有無

(中略)

しかし、債権者が日本拳法の指導・普及活動の一環として昇段級審査を行い、これに伴う審査料等を主な原資として事業を行っていること等を踏まえれば、債務者らが「日本拳法会」の名称で昇段級審査を実施した場合、債権者が行う昇段級審査の受験者の減少に伴い債権者の日本拳法の指導・普及活動に悪影響が及び、その事業収入が減少することは、容易に想定される。また、疎明資料からは、債務者らが実施する昇段級審査において債権者と同様の免許状が発行されるか否かは必ずしも明らかでなく、仮にこれが発行されない場合、債権者による昇段級審査であると誤認して債務者らによる審査を受験した受験者等の間に混乱が生じ、ひいては債権者に対する信用が損なわれるおそれがあるといえる。

したがって、債権者は、債務者らの「日本拳法会」の名称の使用により、その事業に係る利益が侵害され、又は侵害されるおそれがあると認められる。これに反する債務者らの主張は採用できない。

(4)保全の必要性

以上によれば、債権者は、債務者らに対し、法人法7条2項に基づき、「日本拳法会」の名称の使用差止請求権を有すると認められるところ、上記(1)～(3)の事情を踏まえれば、保全の必要性も肯定される。これに反する債務者らの主張は採用できない。

3 結論

よって、法人法7条2項に基づく差止請求を被保全債権とする「日本拳法会」の名称の使用差止めの仮処分については、被保全権利及び保全の必要性の疎明があると認められ、原決定は相当であるから、これを認可することとして、主文のとおり決定する。

令和4年1月20日